

○狛江市工事請負契約における現場代理人常駐義務の緩和措置に関する取扱要綱

平成25年5月16日要綱第89号

改正

平成28年5月31日要綱第72号

令和4年12月16日要綱第155号

令和6年2月5日要綱第6号

狛江市工事請負契約における現場代理人常駐義務の緩和措置に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、狛江市が発注する工事について、適正な履行を確保しつつ、建設業者の受注機会の拡大と負担の軽減を図るため、現場代理人の常駐義務についてその一部を緩和し、兼任を認める措置について必要な事項を定めることを目的とする。

(現場代理人の常駐義務緩和)

第2条 受注者は、現場代理人の工事現場による運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制を確保することができると認められる場合には、現場代理人を工事現場に常駐させないことができる。

(現場代理人の兼任を認める要件)

第3条 受注者は、次の各号のいずれかに適合する工事を受注する場合は、2件の工事の現場代理人を兼任できるものとする。ただし、市長が現場代理人を兼任させることが適当でない判断した場合は、この限りでない。

(1) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第2項の規定により、同一の専任の主任技術者が管理するもの

(2) 狛江市又は国、地方公共団体等の発注する工期の重複する請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)について、それらの工事を一の工事とみなして、同一の主任技術者又は監理技術者(以下「監理技術者等」という。)が管理するもの。ただし、一方の工事が狛江市以外の発注する工事である場合、当該兼任について他の発注者の承認を得ていること。

(3) 次のアからウまでの全ての条件を満たすもの

ア 兼任しようとする工事が全て狛江市の発注した工事であること。

イ 兼任しようとする各工事の契約金額が4,000万円(建築一式工事は8,000万円)未満であること。

ウ 兼任させようとする現場代理人が他の工事で建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第3項に規定にする専任を要する監理技術者等でないこと。

(連絡員)

第4条 受注者は、現場代理人の兼任をしようとする場合は、これに代わる者として工事ごとに連絡員を選定し、工事現場との連絡を確実に行うことができる

体制を整えなければならない。

- 2 現場代理人は、受注者から委任された権限を連絡員に再委任することはできない。
- 3 受注者は、連絡員を下請負人から選任することができる。この場合において、受注者は、下請負人との契約が確認できる書類を市長に提出しなければならない。
- 4 連絡員は、他の工事の連絡員となることができない。

(現場代理人の兼任手続)

第5条 受注者は、現場代理人の兼任をさせようとするときは、現場代理人兼任申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて新たに現場代理人の兼任をさせようとする工事の監督職員に提出し、市長の承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の申請を受けたときは、受注者が既に受注しているそれぞれの工事の監督職員と協議を行い、当該現場代理人の兼任の可否を決定するとともに、現場代理人兼任承認・不承認通知書(様式第2号)により受注者に通知するものとする。

(契約変更による兼任解除)

第6条 現場代理人の兼任を認めた工事において、契約変更等により第3条に規定する要件を満たさなくなった場合においては、兼任を解除するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により現場代理人の兼任を解除したときは、現場代理人兼任解除通知書(様式第3号)により速やかに受注者に通知しなければならない。

(施工管理)

第7条 常駐義務の緩和が認められた現場代理人は、施工に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 兼任する場合は、いずれかの工事現場に駐在すること。
- (2) 工事現場を離れるときは、監督員と常に連絡が取れる体制を確保すること。
- (3) 不在となる工事現場においては、特に安全管理等に努めるよう対策を講じること。
- (4) 現場代理人は、常駐を要しないときであっても、契約上の職務を免じるものではないことに留意すること。
- (5) 現場代理人の常駐義務の緩和により、建設業法第26条第3項に規定する監理技術者等の専任義務が緩和されるものではないことに留意すること。

(現場体制の不備による兼任解除)

第8条 市長は、現場代理人を兼任したことにより、現場の体制に不備が生じ、工事の施工が不適切であると判断したときは、現場代理人の兼任を解除することができるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により現場代理人の兼任を解除したときは、現場代理人兼任解除通知書により速やかに受注者に通知しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

付 則（平成28年5月31日要綱第72号）

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

付 則（令和4年12月16日要綱第155号）

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

付 則（令和6年2月5日要綱第6号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号から様式第3号まで（省略）